

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2019. 11. 18(月)
No. 252

変形労働
時間制問題
討議資料

働く人を守る労基法を 否定する変形労働制

～ 命・健康脅かす危険な制度 ～

世論では「働き方改革に逆行する」という懸念まである変形労働時間制の施策が、試験的とはいえ、さいたま市の小・中・高校の合計7校で1か月間実施されました。

変形労働時間制とはどんな制度?

忙しい時に1時間多く働いて、その分長期休業にまとめて休みにする制度のことです。

週3回実施で15日、週4回で20日、長期休業日に休みを取る仕組みです。

この施策を推し進めてきた中央教育審議会(中教審)の「学校における働き方改革特別部会」によると、

「1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じ、労働時間を配分することを認める制度」

「1日10時間まで、1週間につき52時間まで(48時間を超える週は3か月で3回まで)、1年28

0日まで」と説明されています。

文科省HPでの説明によると、そのイメージは

- ・毎週3日間を8時間45分勤務にする
- ・年間15日間(夏季10日、冬季3日、春季2日)を休みとする
- ・毎週4日間を8時間45分勤務にする
- ・年間20日間(夏季15日、冬季3日、春季2日)を休みとする

というものです。

変形労働時間制に潜む多くのデメリット

実施前から分かって

いる問題点

そもそも、8時間労働制は労働者が健康に働くために勝ち取った権利です。その権利を改悪し後退させること自体、あってはならないことです。しかも、超過勤務による疲労を直ちに回復させることができない変形労働時間制は、精神疾患や過労死のリスクを高めます。



4月～7月に蓄積された疲労やストレスを夏休みの期間の後取りで解消できるものではありません。

それらを考えると、この変形労働時間制は、働く人を守る労働基準法を否定するものであり、命と健康を脅かす極めて危険な制度といえます。

改めて変形労働時間制に潜む問題点を挙げてみると

- ①都合で5時に帰りたいというとき。でもその日は変形労働時間制の日。勤務時間なので、年休を取らなくてはならない。
- ②労働時間が8時間を超える場合、少なくとも1時間休憩時間を与えなくてはならない。(労基法34条)

つまり、拘束時間は15分追加の1時間15分になる超勤の常態化。帰宅時

刻は確実に遅くなる。

③夏休みに2週間、ましてや3週間、休める環境にない。

夏季休暇5日とマイリフレッシュ3日の合計8日は福利厚生としての休暇。さらに10日、多くて15日休むための具体的な提案がなされていない。

今までの仕事量を考えたら、こんなに休めるリアリティーがない。

④育児や介護を抱えている人は対象外(これは文科省も言っている。)というところが矛盾。

育児や介護を抱えている人は持ち帰って仕事をしているにもかかわらず、「長時間労働が改善」されないことになる。みんなにとってよい制度改革

ではない。

⑤私たちの超過勤務は1時間増では終わらない。2016年の文科省の「勤務実態調査」で、小中学校ともに11時間を超えており、上限の1日10時間までもクリアしておらず、全く実態に合っていない。

このように、変形労働時間制には数多くのデメリットがあり、常態化している長時間労働の解消につながらない的外れな制度といえます。

割り振り変更の充実

全員が対象

対象となる項目で要した時間

長期休業中以外も可

個々の働き方に対応

18時15分

17時

変形労働時間制と割り振り変更を比べると:

割り振り変更の充実こそ今やるべきこと

変形労働時間制と割り振り変更を比べると:

	変形労働時間制の導入	割り振り変更の充実
対象者	育児と介護のある人は除く	全員が対象
振替の対象となる時間	超過した1時間のみ	対象となる項目で要した時間
振替日の設定	長期休業中	長期休業中以外も可
設定時間	職場で一斉	個々の働き方に対応
退勤時刻	18時15分	17時

この表をみれば、変形労働制と割り振り変更のどちらが優れているか、一目瞭然です。

埼玉県(さいたま市)の割り振り変更は大変優れています。組合の交渉により、割り振りの対象は、限定4項目(学校行事や職員会議、非常時災害等やむを得ない場合など)のほかにも多くあり、学期末の成績関係業務も割り振り変更の対象になっています。

ただ、まだ職場によっては活用されていないところもあると、テストの丸つけや日記のコメント・教材研究などは対象になっていません。

この対象を拡大させることもとても大切な運動です。

わたしたちは、割り振り変更の対象を増やし、明確にすることが、変形労働時間制導入の主旨である「業務の繁閑に応じ、労働時間を配分することを認める制度」になると主張します。

特に、中学校の部活動が割り振り変更の対象になっていないことは大きな問題です。部活動の今後の在り方は別として、教員が部活動に携わっている限りは(裏面に続く)